

社会福祉法人 東みよし町社会福祉協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉事業に従事または協力援助した功績顕著な者、並びに社会福祉活動が特に優秀な個人または団体、自力更生努力者、在宅介護功労者に対し、東みよし町社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）がこれを表彰し、又は感謝を顕そうとするときはこの規程による。

(表彰、感謝の方法)

第2条 この規程による表彰または感謝は、東みよし町社会福祉大会においてこれを行うものとする。

2 表彰または感謝は、本会会長名の表彰状または、感謝状及び記念品を該当する者に贈呈してこれを行うものとする。

(表彰の対象)

第3条 本会会長が表彰の対象とする者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 民生委員・児童委員功労者
- (2) 社会福祉事業功労者
- (3) 社会福祉事業功労団体
- (4) 社会福祉（地域福祉）活動が特に優秀な個人及び団体
- (5) 自力更生努力者
- (6) 長期在宅介護功労者
- (7) 募金事業活動功労者
- (8) その他特に功績顕著と認められる者

(感謝の対象)

第4条 本会会長が感謝の意を表する者は、社会福祉事業に積極的に協力援助し、または社会福祉活動またはボランティア活動に対して多額の金品を寄贈する等の行為により、その功績顕著な者を対象とする。

(表彰該当の資格)

第5条 表彰に該当する者の資格は、次の各号の1に定める条件を具備する者とする。

- (1) 民生委員・児童委員功労者の現職者（前回大会後より今回大会の間に退任した者は現職者と見做す。）にあつて、既往9年以上（在職期間が中断している場合はその前後の在任期間を合算したもの）であり、社会福祉事業に従事し功績特に顕著である者。また、功績顕著と認められる者については、勤続年限にかかわらず、勤続年数6年以上にしてかつ特別の事情があると認められる者。
- (2) 社会福祉事業功労者は、社会福祉施設、社会福祉協議会、福祉関係団体等の役職員で、その功績顕著な者及び老人福祉事業、母子及び寡婦福祉事業、身体障害者福祉事業、知的障害者福祉事業、精神保健福祉事業、児童福祉事業、保育事業並びに児童健全育成活動等に

ついて、公私社会福祉事業の現職者（前回大会後より今回大会の間に退任した者は現職者と見做す。）及び協力者であり、功績特に顕著である者。

ア. 社会福祉施設、社会福祉協議会、福祉関係等の役職員

公私社会福祉事業の現職者（前回大会後より今回大会の間に退任した者は現職者と見做す。）であって、既往10年以上（在職期間が中断されている場合は、その前後の在任期間を合算したもの）である者。

特に功績顕著と認められる者については、勤続年限にかかわらず、勤続年数6年以上にしてかつ特別の事情がある者。

イ. 老人福祉活動功労者

老人福祉活動の推進指導者で、70歳以上既往10年以上の者。

特に功績顕著と認められる者については、勤続年限にかかわらず既往6年以上にしてかつ特別の事情がある者。

ウ. 母子・寡婦福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神保健福祉、児童福祉、保育事業、児童健全育成事業等の功労者

公私社会福祉事業の現職者（前回大会後より今回大会の間に退任した者は現職者と見做す。）にして、既往10年以上（在職期間が中断されている場合は、その前後の在任期間を合算したもの）である者。特に功績顕著であると認められる者については勤続年限にかかわらず、勤続年数6年以上にしてかつ特別の事情がある者。また、「優良里親」については、3年以上里親として献身的に児童を養育し、その業績が特に顕著で他の範となる者。

(3) 社会福祉事業功労団体

現に社会福祉事業を推進している団体で、その機能が充分発揮され、運営・活動が積極的に優秀な実績をおさめている団体

ア. 母子寡婦福祉会、身体障害者会、手をつなぐ育成会、老人クラブ、地域子ども会等でその活動が優秀で他の範となる者。

(4) 社会福祉活動等のボランティア及びボランティアグループ

永年率先して活動を行っている者又は団体で、その功績が特に顕著で他の範となる者又は団体。

(5) 自力更生努力者

身体障害者、知的障害者、母子世帯等であって志操堅固にして自力で生活を守りあるいは生活を更生して、生活態度他の範となる者。

(6) 長期在宅介護功労者

日常生活を営むのに支障のある高齢者、又は身体の障害のある者の世帯等であって、在宅要援護者に対し、献身的に介護、相談、援助活動等に精励し、在宅生活の維持向上を支援し、その功績が顕著である者。介護保険制度においては、介護度1以上の要介護者に対し10年以上の介護者

(7) 募金事業活動功労者

10年以上の活動者にして功績顕著な者、又は優秀な募金実績をあげている団体、その他募金の推薦にあたり他の範とする功績のあった者。

(除外される者)

第6条 前条各号のいずれかの資格を有する者であっても、次のいずれかに該当する場合はこれを除外する。

(1) 叙勲、褒章その他これに準じる受賞がなされた者

(2) 各省庁大臣、全国社会福祉協議会会長、全国民生委員児童委員大会、県知事、県社会福祉協議会会長、及び国・県共同募金会、日本赤十字社本社・支部より福祉活動に関して表彰された者

(3) 本会会長が適当でないと認めた者

2 前号のいずれかに該当する者であっても、新たに本会会長が表彰しようとする功労の区分が前号の叙勲、褒章、表彰の功労区分と異なる場合においてはこの限りでないものとする。

(表彰、感謝の数)

第7条 表彰、感謝の区分及び数については、会長が別に定める。

(候補者の推薦)

第8条 社会福祉施設、社会福祉協議会、福祉関係団体等の役職員はこの規程に定める表彰又は感謝に該当する者を候補者として、本会会長に推薦するものとする。

2 本会会長は、前項の規定にかかわらず、その候補者を推薦することができる。

3 本会会長は、資格該当者中、適当と認める者については、県社会福祉協議会会長、県知事又は全国社会福祉協議会会長に表彰を推薦することができる。

4 本会会長にこの規程に定める候補者を推薦しようとするときは、別紙1によるものとする。

(表彰審査委員会)

第9条 表彰又は感謝該当者を審査するため、表彰審査委員会を設置する。

2 表彰審査委員会の委員は、東みよし町社会福祉協議会理事会によって選出された委員をもってこれに充てる。

附則 この規程は、平成22年9月3日より施行する。

附則 この規程は、平成24年10月15日より施行する。